

長崎県立大学後援会援助金交付要領の一部改正

長崎県立大学後援会援助金交付要領の一部を次の新旧対照表のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（「③国際交流活動援助費 個人」関係）</p> <p>長崎県立大学後援会援助金交付要領（以下「交付要領」という。）「2. 援助の種類及び対象」の表「③国際交流活動援助費」の部「個人」の項の後段「このほか後援会として援助の対象とすることが適当と認められる国際交流活動及び助成額」については、次のように定める。</p> <p>（国際交流活動の内容）</p> <p>第1 この定めにより国際交流活動援助費の援助対象となる活動は、平成26年度以降、長崎県立大学が経済学部全学科を対象に募集する「海外ビジネス研修」とする。</p> <p>以下省略</p> <p>⑪ インフルエンザ予防接種助成費（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種を受けた者に対し、1人当たり1,000円を助成する。 但し、同一人に対しては各年度1回限りとする。 <p>⑫ ボランティア活動援助費（団体、個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別に定める要件を全て満たすボランティア活動を行った団体または個人に対し、1日につき500円を支援する。 但し、各年度個人は5,000円、団体は30,000円を限度とする。 <p>5. ボランティア活動援助費の支援対象要件について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 無報酬で行う活動であること。 2) 地域に貢献する活動であること。 3) 地域や大学からの要請に基づく活動であること。 <p>ただし、前項の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する場合については対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 外部団体（主催者等）からの助成を受けている活動 2) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的とした活動 3) その他、後援会が適当でないと認める活動 	<p>（「③国際交流活動援助費 個人」関係）</p> <p>長崎県立大学後援会援助金交付要領（以下「交付要領」という。）「2. 援助の種類及び対象」の表「③国際交流活動援助費」の部「個人」の項の後段「このほか後援会として援助の対象とすることが適当と認められる国際交流活動及び助成額」については、次のように定める。</p> <p>（国際交流活動の内容）</p> <p>第1 この定めにより国際交流活動援助費の援助対象となる活動は、平成26年度以降、長崎県立大学が経済学部全学科を対象に募集する「海外ビジネス研修」とする。</p> <p>以下省略</p> <p>5. その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域交流（イベント等）に参加する場合、1人につき3,000円、1クラブにつき50,000円を限度として援助する。

この交付要領は、平成29年7月15日から施行する。